

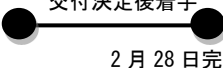
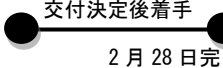
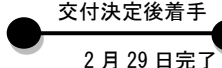
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

令和 7 年 6 月 日

（名称）秦野市地域公共交通会議

（代表者名）会長 岡 村 敏 之

1. 生活交通改善事業計画の名称					
秦野市ノンステップバス導入促進事業計画					
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性					
車いす使用者に限らず、高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者等、あらゆる人が安心して公共交通を利用しやすい環境を整備するため、移動の円滑化を図る設備等の整備を促進する。					
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果					
（1）事業の目標					
国が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和 7 年度までにノンステップバスの導入率を 80%とする目標が示されていることから、車いす使用者を始めとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、ノンステップバスの導入を促進する。					
（2）事業の効果					
高齢者や障がい者等について、移動の負担軽減が図れるとともに、自家用車からバスへの利用転換を図ることができる。					
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者					
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）					
【神奈川中央交通株式会社】					
・ノンステップバスの導入：大型車両 4 両、中型車両 5 両					
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）					
身体：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割					
知的：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割					
精神：普通旅客運賃 5 割					
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）					
〈バス車両の導入に係る事業〉					
車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）の導入台数。（秦野営業所管内：令和 7 年 3 月 31 日現在）					
・ノンステップバス：69 両、ワンステップバス：44 両、リフト付きバス：0 両					
・乗合バス車両の総車両数：113 両					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 7 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップバスの導入	212,627 千円	5,600 千円	0 千円	5,600 千円	201,427 千円
	100%	2.6%	0%	2.6%	94.8%

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入	大型4両、中型5両 交付決定後着手  2月28日完了				大型4両、中型3両 交付決定後着手  2月28日完了				大型9両 交付決定後着手  2月29日完了			
7. 協議会の開催状況と主な議論												
令和7年6月25日（水）開催の秦野市地域公共交通会議において、各委員から合意が得られた。												
8. 利用者等の意見の反映												
協議会の委員には、地域公共交通利用者の代表が含まれており、利用者の立場から積極的にノンステップバスを導入し、広く普及させてほしいとの意見があった。												
9. 協議会メンバーの構成員												
関係都道府県		神奈川県県土整備局都市部交通政策課										
関係市区町村		秦野市都市部交通住宅課										
交通事業者・交通施設管理者等		小田急電鉄株式会社 神奈川中央交通株式会社 秦野市タクシー協議会 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 神奈川県平塚土木事務所 神奈川県秦野警察署										
地方運輸局		関東運輸局神奈川運輸支局										
その他協議会が必要と認める者		東洋大学教授、秦野市自治会連合会、秦野市老人クラブ連合会、 秦野市身体障害者福祉協会、はだの市民活動団体連絡協議会、 秦野商工会議所、秦野市農業協同組合、公益社団法人秦野青年会議所、 一般社団法人秦野市観光協会										

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 秦野市桜町一丁目3番2号

（所 属） 秦野市都市部交通住宅課

（氏 名） 山口 優真

（電 話） 0463-82-9644

（e-mail） koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

令和 7 年 6 月 日

（名称） 秦野市地域公共交通会議
（代表者名） 会長 岡 村 敏 之

1. 生活交通改善事業計画の名称
秦野市ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
車いす利用者に限らず、高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者等、あらゆる人が安心して公共交通を利用しやすい環境に整備するため、移動の円滑化を図る設備等の整備を促進する。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
国が策定した「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和 7 年度までに福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）車両を約 9 万台とする目標が示されていることから、車いす利用者をはじめとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
（2）事業の効果
ユニバーサルデザインタクシーの導入により、車いす利用者をはじめとした移動制約者の移動の円滑化が図られるとともに、鉄道駅などの主要な行き先での乗降時等の負担軽減に繋がる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【秦野交通株式会社】 ・ユニバーサルデザインタクシーの導入：3 台 【株式会社愛鶴】 ・ユニバーサルデザインタクシーの導入：1 台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）
【秦野交通株式会社】 身体 1 割引、知的 1 割引、精神 1 割引 【株式会社愛鶴】 身体 1 割引、知的 1 割引、精神 1 割引
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 8 条の 7 に定める特定地域における事業者計画の提出状況。 各社とも平成 22 年 8 月 19 日 認定

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																				
令和7年度（当該年度）																				
事業の名称	総事業費 割合				国費 割合				都道府県負担 割合				市区町村負担 割合				事業者負担 割合			
ユニバーサル デザインタク シーの導入	12,625 千円				2,400 千円				0 千円				0 千円				10,225 千円			
	100%				19%				0%				0%				81%			
6. 計画期間																				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載																				
事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度											
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月								
ユニバーサル デザインタク シーの導入	4台 交付決定後着手 ●————● 2月28日完了				1台以上 交付決定後着手 ●————● 2月28日完了				1台以上 交付決定後着手 ●————● 2月29日完了											
7. 協議会の開催状況と主な議論																				
令和7年6月25日（水）開催の秦野市地域公共交通会議において、各委員から合意が得られた。																				
8. 利用者等の意見の反映																				
協議会の委員には、地域公共交通利用者の代表が含まれており、利用者の立場から積極的にユニバーサルデザインタクシーを導入し、広く普及させてほしいとの意見があった。																				
9. 協議会メンバーの構成員																				
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通政策課																			
関係市区町村	秦野市都市部交通住宅課																			
交通事業者・交通 施設管理者等	小田急電鉄株式会社 神奈川中央交通株式会社 秦野市タクシー協議会 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 神奈川県平塚土木事務所 神奈川県秦野警察署																			
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局																			
その他協議会が 必要と認める者	東洋大学教授、秦野市自治会連合会、秦野市老人クラブ連合会、 秦野市身体障害者福祉協会、はだの市民活動団体連絡協議会、 秦野商工会議所、秦野市農業協同組合、公益社団法人秦野青年会議 所、一般社団法人秦野市観光協会																			

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 秦野市桜町一丁目3番2号

(所 属) 秦野市都市部交通住宅課

(氏 名) 山口 優真

(電 話) 0463-82-9644

(e-mail) koutsu@city.hadano.kanagawa.jp